

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

中小企業者等の機械等の特別償却

Q：当社は、青色申告書を提出している資本金1千万円の法人です。この6月に新品の機械を250万円で買い、翌日から使っています。中小企業者等の機械等については特別償却制度があると聞きました。この機械についてその制度の適用を受けることができますか。

A：中小企業者等の機械等の特別償却の適用を受けると、その機械等については、事業の用に供した初年度において、次の金額まで減価償却する事ができます。

その機械等 普通の減価
の減価償却費 = 償却限度額 + 取得価額 × 11%
特別償却限度額

この制度の対象となる法人は、青色申告書を提出する中小企業者等（資本金が1億円以下の法人であるが、大法人の子会社等は除きます）です。中小企業者等に該当するかどうかは、機械等を取得等した日の現況によって判断します。

この制度の対象となる資産は、新品の機械及び装置で、1台又は1基あたりの取得価額が220万円以上のものです。

ご相談の場合は、大法人の子会社等でなければ対象法人となりますので、その機械についてはその事業供用初年度において、普通償却限度額と特別償却限度額275,000円（250万円 × 11%）との合計額まで減価償却できます。

なお、この制度は改正がありましたので、平成7年3月31日以前に取得した機械等については、取得価額が200万円以上、特別償却率が13%で適用されます。

